

受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱

令和4年7月27日決裁

遠隔指示式メーター設置の中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱（令和3年3月24日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜市水道給水条例（昭和36年岐阜市条例第34号）第22条第2項の規定に基づき、受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建物 地上部の階数が3階以上の建物をいう。
- (2) 集合住宅 住宅（便所、台所及び浴室を有し、独立して用いられる居室をいう。以下同じ。）の集合体をいう。
- (3) 共有設備 集合住宅に付随する集会場、共用散水、管理人室その他の設備をいう。
- (4) 集合住宅等 集合住宅及び共有設備をいう。
- (5) 各戸メーター 集合住宅等に設置する集中検針方式による遠隔指示式メーターをいう。
- (6) 親メーター 各戸メーターの総水量を計量するメーターをいう。
- (7) 各戸検針 集合住宅等に設置するメーター毎に使用水量を検針することをいう。
- (8) 各戸徴収 各戸検針を基に、使用者ごとに水道料金及び下水料金（以下「水道料金等」という。）を算定し、徴収することをいう。
- (9) 建物所有者等 建物の所有者又は集合住宅等の管理組合の代表者をいう。
- (10) 管理責任者 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）からの事務連絡の窓口となり、かつ建物所有者等に代わり当該集合住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する事項を処理する者として建物所有者等が選定した者をいう。ただし、建物所有者等が自ら管理責任者となることを妨げない。

（適用の要件）

第3条 各戸検針及び各戸徴収は、次の各号に掲げる全ての要件に適合した集合住宅等に適用する。

- (1) 集合住宅等のみの階数が、建物全体の階数の過半数を占める中高層建物であること。
- (2) 適用を受けようとする集合住宅等へ水を供給する受水槽が、当該集合住宅等以外に水を供給していないこと。

- (3) 前号の受水槽の手前に親メーターを設置していること。
- (4) 適用を受けようとする集合住宅等が、水道水以外の供給を受けないこと。
- (5) 受水槽以降の次に掲げる住宅及び共有設備にそれぞれ次のとおり各戸メーターを設置し、常時検針可能な位置に集中検針盤を設置していること。

ア 住宅 住宅ごとに設置

イ 共有設備 共有設備の総水量が計量できるように設置

- (6) 各戸メーター及び集中検針盤について、受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱に基づく設置基準（令和4年7月27日決裁）を満たしていること。

（事前協議）

第4条 各戸検針及び各戸徴収の適用を受けようとする建物所有者等は、事前に管理者と協議をするものとする。

（適用の申請）

第5条 各戸検針及び各戸徴収の適用を受けようとする建物所有者等は、前条の規定による事前協議を経た後に、次に掲げる書類を管理者に提出するものとする。

- (1) 各戸検針及び各戸徴収（適用・変更）申請書（様式第1号）
- (2) 建物所有者等・管理責任者届（様式第2号）
- (3) 集合住宅等使用者名簿及び設置メーター届（様式第3号）
- (4) 各戸検針及び各戸徴収適用事前確認書（様式第4号）
- (5) 中高層建物の給水装置及び給水設備の配管や系統が確認できる図面

（調査）

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項の調査を行い、改善等の必要があると認める場合は、建物所有者等に対し必要な指示をすることができる。

（適用）

第7条 管理者は、前条の調査の結果により、適用の可否について決定し、各戸検針及び各戸徴収適用通知書（様式第5号）により建物所有者等に通知するものとする。

（変更）

第8条 第4条から前条まで（第5条第2号を除く。）の規定は、建物所有者等が前条の規定により適用を受けた給水設備を変更しようとする場合に準用する。

2 建物所有者等は、建物所有者等又は管理責任者に変更があった場合は、建物所有者等・管理責任者届により管理者に届け出るものとする。

（各戸検針及び各戸徴収）

第9条 各戸検針及び各戸徴収を適用する受水槽以降の集合住宅等については、次のとおり検針し、料金を徴収する。

(1) 住宅 各戸メーターを検針して得た水量によりそれぞれ料金を計算し、各戸メーターの使用者から徴収する。

(2) 共有設備 共有設備の総水量により料金を計算し、建物所有者等から徴収する。

2 管理者は、親メーターを検針して得た水量が各戸メーターを検針して得た水量の合計量を超える場合は、その超えた部分の水道料金等を建物所有者等から徴収する。

(水道料金等の未払いの場合の措置)

第10条 管理者は、使用者が水道料金等を支払わない場合は、次に掲げるところにより措置をとるものとする。

(1) 使用者に料金の支払いの督促をする。

(2) 前号の督促をしたにもかかわらず、支払いがなされないときは、使用者に催告（訪問催告を含む。）をする。

(3) 前号の催告をしたにもかかわらず、なお支払いがなされないときは、使用者に給水を停止する旨を連絡した後、給水を停止する。

(建物所有者等の遵守事項)

第11条 建物所有者等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 建物所有者等若しくは管理責任者又は第7条の規定により適用を受けた給水設備に変更があった場合は、第8条の規定による手続を行うこと。

(2) 受水槽以降の給水設備及び集中検針盤を設置し、及び維持管理をすること。

(3) 受水槽以降の水質の保全を図ること。

(4) 管理者が行う検針、メーター確認、滞納整理、給水停止、検査その他の業務に協力すること。特にオートロック式の出入口を有する中高層建物の場合は、当該業務のために必要に応じてオートロックの内側へ立ち入るために必要な措置を講じること。

(5) 各戸メーターの検定期間（計量法（平成4年法律第51号）第72条に規定する検定証印を付した月の翌月から起算して8年をいう。）が満了し、並びに各戸メーター及び集中検針盤が故障した場合は、交換を行うこと。

(6) 管理者の責めに帰すべき事由以外の使用者からの苦情その他異議を解決すること。

(7) 建物所有者等が変更となった場合は、次の建物所有者等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する遵守事項を引き継ぐこと。

(各戸メーター及び集中検針盤の取替え)

第12条 前条第5号の手続は、次に定めるところによるものとする。

(1) 管理者は、各戸メーター取替通知書（様式第6号）により建物所有者等に通知するものとする。

(2) 建物所有者等は、検定期間内に、自己の負担において各戸メーターを取り替えること。

(3) 各戸メーターが故障した場合は、建物所有者等は、速やかに自己の負担において各

戸メーターを取り替えること。

(4) 前2号の取替えを行った場合は、建物所有者等は、各戸メーター取替報告書（様式第7号）を管理者に提出するものとする。

2 前項第3号の規定は、集中検針盤が故障した場合について準用する。

3 前2項の規定により各戸メーター又は集中検針盤の取替えがなされない場合は、管理者は、各戸メーター取替催告書（様式第8号）により、建物所有者等へ取替えの催告をするものとする。

（適用解除の申請）

第13条 各戸検針及び各戸徴収の適用の解除を受けようとする建物所有者等は、各戸検針及び各戸徴収適用解除申請書（様式第9号）を管理者に提出するものとする。

（適用解除）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、各戸検針及び各戸徴収の適用を解除し、親メーターを検針した水量により料金を算定し、建物所有者等から料金を徴収する。

(1) 建物所有者等から前条の規定により各戸検針及び各戸徴収適用解除申請書の提出があったとき。

(2) 第3条各号に規定する要件を欠いたとき。

(3) 第11条第4号に規定する遵守事項を怠り、改善されないとき。

(4) 第12条第3項の規定による各戸メーター又は集中検針盤の取替えの催告に応じないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が各戸検針及び各戸徴収の適用を不相当と認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により各戸検針及び各戸徴収の適用を解除した場合は、各戸検針及び各戸徴収適用解除通知書（様式第10号）により建物所有者等へ通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により適用を解除した場合における一切の責任を負わない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、遠隔指示式メーター設置の中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱の規定によりなされた申請及び適用は、この要綱の規定によりなされた申請及び適用とみなす。

各戸検針及び各戸徴収（適用・変更）申請書

年 月 日

（あて先）

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

（建物所有者等）

住所

氏名

受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱に基づき、下記建物における各戸検針及び各戸徴収の（適用・変更）を申請します。

※適用又は変更のどちらか該当する方を○で囲んでください。

お客さま番号 （親メーター）	
中高層建物所在地	
中高層建物名	
階数	（集合住宅等のみ） / （全体）

下記項目について確認を行い、左側のチェック欄にチェックしてください。

添付書類

- ☐ 建物所有者等・管理責任者届（様式第2号）
- ☐ 集合住宅等使用者名簿及び設置メーター届（様式第3号）
- ☐ 各戸検針及び各戸徴収適用事前確認書（様式第4号）
- ☐ 中高層建物の給水装置及び給水設備の配管や系統が確認できる図面

確約事項

- ☐ 受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱の規定を遵守することを確約します。

建物所有者等・管理責任者届 年 月 日 (あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 (建物所有者等) 住所 氏名 下記のとおり届け出ます。	
お客さま番号 (親メーター)	
中高層建物所在地	
中高層建物名	
届出事項 (いずれかに○)	1 建物所有者等の変更 2 管理責任者の選任 3 管理責任者の変更
建物所有者等	住 所 氏 名 電話番号 () ー
管理責任者	住 所 氏 名 電話番号 () ー
下記項目について、建物所有者等の変更の場合のみ確認を行い、左側のチェック欄にチェックしてください。 確約事項 ☐ 受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱の規定を遵守することを確約します。	

集合住宅等使用者名簿及び設置メーター届

お客さま番号（親メーター）：

棟番号	階・号室又は名称	用途	使用者氏名	使用人員	電話	取付年月日	口径	メーター番号	取付指針	検定期限
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								
		☐ 住宅 ☐ 共有設備								

備考 ・使用者氏名については、各使用者が自署してください。
・未入居の場合は、使用者氏名、使用人員、電話以外の項目をご記入の上ご提出ください。
・共有設備の場合は、使用目的がわかるように名称を記載してください。

施行工事店名：

遠隔装置機器メーカー：

各戸検針及び各戸徴収適用事前確認書

中高層建物所在地	
中高層建物名	

1 適用の要件を満たしているかの確認

内 容	確認欄
集合住宅等のみの階数が、建物全体の階数の過半数を占める中高層建物であること。	☐
適用を受けようとする集合等住宅等へ水を供給する受水槽が、当該集合住宅等以外に水を供給していないこと。	☐
当該受水槽の手前に親メーターを設置していること。	☐
適用を受けようとする集合住宅等が、水道水以外の供給を受けないこと。	☐
受水槽以降の住宅及び共有設備に受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるとおり、各戸メーターを設置し、常時検針可能な位置に集中検針盤を設置していること。	☐
各戸メーター及び集中検針盤について、受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱に基づく設置基準を満たしていること。	☐

2 建物所有者等に次の遵守事項があることの確認

内 容	確認欄
建物所有者等若しくは管理責任者又は第 7 条の規定により適用を受けた給水設備に変更があった場合は、第 8 条の規定による手続を行うこと。	☐
受水槽以降の給水設備及び集中検針盤を設置し、及び維持管理をすること。	☐
受水槽以降の水質の保全を図ること。	☐
管理者が行う検針、メーター確認、滞納整理、給水停止、検査その他の業務に協力すること。	☐
各戸メーターの検定期間が満了し、並びに各戸メーター及び集中検針盤が故障した場合は、交換を行うこと。	☐
管理者の責めに帰すべき事由以外の使用者からの苦情その他異議を解決すること。	☐
建物所有者等が変更となった場合は、次の建物所有者等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する遵守事項を引き継ぐこと。	☐

3 検針・徴収方法の確認

内 容	確認欄
住宅の場合は、各戸メーターを検針して得た水量によりそれぞれ料金を計算し、各戸メーターの使用者から徴収すること。	☐
共有設備の場合は、共有設備の総水量により料金を計算し、建物所有者等から徴収すること。	☐
親メーターを検針して得た水量が各戸メーターを検針して得た水量の合計量を超える場合は、その超えた部分の水道料金等を建物所有者等から徴収すること。	☐

4 適用の解除に関する確認

内 容	確認欄
各戸検針及び各戸徴収適用解除申請書（様式第 9 号）の提出があったときに解除されること。	☐
要綱第 3 条各号に規定する要件を欠いたときに解除されること。	☐
要綱第 11 条第 4 号に規定する遵守事項を怠り、改善されないときに解除されること。	☐
要綱第 12 条第 3 項の規定による各戸メーター又は集中検針盤の取替えの催告に応じないときに解除されること。	☐
適用の解除があった場合は、それ以降親メーターを検針した水量により料金を算定し、建物所有者等から料金を徴収すること。	☐

5 中高層建物の立入に関する誓約

申請する建物はオートロック式の出入り口を有する中高層建物ですか。	
☐ はい	☐ いいえ
（「はい」の場合、以下を記入）	
市が建物内部へ立ち入るため、以下の措置を取ります。（以下から選択）	
1. 暗証番号又は解除キーの交付	（番号： ）
2. 対応者を選任	管理責任者 ・ その他
（その他の場合）	
住所	
氏名	T E L
3. その他	（ ）

受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する事項について、上記のとおり確認し、了承しました。

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

年 月 日

（建物所有者等）住所

氏名

※自署してください。

（両面印刷）

各戸検針及び各戸徴収適用通知書

岐阜市水営第 号
年 月 日

（建物所有者等）

住所

氏名 様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

下記建物における各戸検針及び各戸徴収の適用について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

お客さま番号 （親メーター）		新規・変更
中高層建物所在地		
中高層建物名		
適用可否	適用する ・ 適用しない (適用しない理由)	
適用開始検針月		
備考		

様式第6号（第12条関係）

[illegible]

様式第7号 (第12条関係)

[illegible]

各戸メーター取替催告書

岐阜市水営第 号
年 月 日

（建物所有者等）

住所

氏名 様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

下記建物については、 年 月 日に、各戸メーター取替えの通知をいたしましたが、本催告書発送日現在、取替えが行われておりません。

つきましては、下記取替期限までに取替えを行っていただくよう催告します。

なお、期限までに取替えが行われない場合は、各戸検針及び各戸徴収の適用を解除し、親メーターによる一括請求を建物所有者等あてに行います。この場合において、使用者等に損害が生じても岐阜市上下水道事業部は一切の責任を負いません。

中高層建物所在地	
中高層建物名	
取替事由	検定期限満了 ・ 故障
取替期限	
備 考	

各戸検針及び各戸徴収適用解除申請書

年 月 日

（あて先）

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

（建物所有者等）

住所

氏名

受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱第13条の規定に基づき、下記建物における各戸検針及び各戸徴収の適用解除を申請します。

お客さま番号
（親メーター）

中高層建物所在地

中高層建物名

各戸検針及び各戸徴収適用解除通知書

岐阜市水営第 号

年 月 日

（建物所有者等）

住所

氏名 様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

下記建物について、受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱第14条の規定により、各戸検針及び各戸徴収の適用を解除します。

なお、水道料金等は下記の検針月から親メーターを検針した水量により料金を算定し、建物所有者等へ請求します。

お客さま番号 （親メーター）	
中高層建物所在地	
中高層建物名	
適用解除の理由	
親メーターによる 請求開始検針月	
備 考	

受水槽方式による中高層建物における
各戸検針及び各戸徴収に関する要綱に基づくメーター設置基準

令和4年7月27日決裁

この基準は、岐阜市の水道を利用する中高層建物において、受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱（令和4年7月27日決裁。以下「要綱」という。）に基づく各戸検針及び各戸徴収を適正かつ円滑に行うため、各戸メーター等の設置及び集中検針盤等の維持管理について必要な事項を定める。

1 各戸メーターの仕様及び設置については、次のとおりとする。

(1) 各戸メーターの仕様

- ア 計量法に適合し、かつ、有効期間内のものであること。
- イ 遠隔指示式で、集中検針ができるものであること。

(2) 各戸メーター設置の対象

- ア 住宅 住宅ごとに設置
- イ 共有設備 共有設備の総水量が計量できるように設置

(3) 各戸メーターの設置の条件

- ア 収納ボックスは、無施錠とし、通路に面していること。
- イ メーターは、他の配管及び、器材等の間隔を10 c m以上とること。
- ウ メーターには、部屋番号を表示すること。
- エ メーター上流に止水栓を設置すること。
- オ その他給水装置工事施行基準に準ずる。

2 集中検針盤の仕様及び設置については、次のとおりとする。

(1) 集中検針盤の仕様

- 各戸メーターと連動するものであること。

(2) 集中検針盤の設置の条件

- ア 設置箇所は、原則として1棟1箇所とする。
- イ 設置場所は1階とし、雨に当たらない常時検針が可能な場所であること。
- ウ 計量表示部の表示が読み取れる十分な明るさがあること。
- エ 郵便受けが近くにあること。
- オ 計量表示部中心までの高さは、床面からおおむね1.5メートルであること。
- カ 前面扉を開閉するための十分なスペースがあること。
- キ 表示部屋名は、実際の部屋番号と一致すること。
- ク 集中検針盤収納ボックスの鍵は、管理者の指定するものであること。